

ガーデンシティみしま推進会提案型事業物品等支給要領

平成26年9月3日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、ガーデンシティみしまを推進するために、ガーデンシティみしま推進会会員が実施する提案型事業に対して必要な物品等を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 物品等の支給対象者は、ガーデンシティみしま推進会の会員とする。

(支給対象事業)

第3条 物品等の支給対象事業は、ガーデンシティみしまアクションプランの内容に沿ったもの及びガーデンシティみしまの推進に資するものとする。

(支給額及び支給対象経費)

第4条 物品等の支給額は、1事業あたり10万円を限度に、予算の範囲内で決定する。

2 支給対象となる経費は、花壇等の整備に要する資材費、啓発に要する印刷費、消耗品費等とし、花や苗は対象外とする。

(支給対象期間)

第5条 支給対象期間は、支給の決定のあった年度内とする。

(支給申請)

第6条 物品等の支給を受けようとする者は、ガーデンシティみしま推進会提案型事業物品等支給申請書により会長に申請しなければならない。

(支給の決定)

第7条 会長は、支給申請があったときは、副会長の意見を受け、支給することが適当と認めるものについては、支給の決定をするものとする。

(支給の方法)

第8条 支給については、現物による支給を基本とするが、立替払いによる購入もできるものとする。

(実績報告)

第9条 支給を受けた者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書を会長に提出しなければならない。提出は3月31日を越えてはならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年9月3日から施行する。